

長久手市病児・病後児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、乳幼児が病気又は、病気の回復期にあるため集団保育等が困難な期間、適切に乳幼児を一時預かりすることにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、長久手市とする。ただし、事業の運営については、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、市内認可保育所実施者等（次項において「法人等」という。）に委託することができる。

2 前項ただし書きの規定に基づき事業の委託を受けた法人等（以下「受託者」という。）は、次条の規定に基づく長久手市病児・病後児保育事業実施施設（以下「施設」という。）の指定を受けるものとする。

(実施施設)

第3条 この事業は、長久手市が指定する次の各号に掲げる施設で実施するものとする。

(1) 単独型

単独で設置される専用室

(2) 保育所型

保育所に付設される専用室

(3) 医療機関型

医療機関に付設される専用室

2 施設は、次の施設基準を満たすこととする。

(1) 保育室の面積は、原則として利用定員1人あたり1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を下回らない。

(2) 観察室又は安静室は、乳幼児の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、原則として利用定員1人あたり1.65㎡以上とする。

(3) 調理室及び調乳室を有すること。また、専用の調乳室が設けられない場合においては、調理室の一部を調乳場として区画すること。

(4) その他事業実施に必要な設備を有すること。

(利用対象者)

第4条 この事業の利用児童は、原則として生後6か月経過後の翌月1日

から小学校6年生までの市内に住所を有する児童で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 病気回復期にあり、医療機関による入院の必要はないが、当面の症状の急変が認められない場合において、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行なうことが困難な児童
 - (2) 保育所に通所している児童ではないが、前号と同様の状況にある児童
 - (3) いまだ病気の回復期に至らない児童については、医療機関型の施設において利用対象者としてすることができる。
- 2 受託者は、長久手市の承諾を得て状況により利用対象児童を限定することができる。

(施設指定の届出)

第5条 第2条第2項に規定する受託者は、この事業を実施するにあたっては、次の各号に掲げる事項について「長久手市病児・病後児保育事業実施施設指定申請書」(様式1)を長久手市に届け出て指定を受けなければならない。

- (1) 施設の名称、所在地及び連絡先
 - (2) 施設において事業を実施する者(以下「実施者」という。)の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - (3) 利用定員
 - (4) 施設の状況
 - (5) 職員の員数と職種
 - (6) その他必要とする事項
- 2 市長は、前項の届出を受けた施設について、第3条第2項の施設基準を調査のうえ、「長久手市病児・病後児保育事業実施施設指定通知書」(様式2)により指定することができる。
- 3 受託者は、第1項の届出の内容に変更があった際は、「長久手市病児・病後児保育事業実施施設変更届出書」(様式2-1)により、速やかに変更内容の届出を行なうものとする。ただし、施設の所在地を変更する際は、この限りでない。
- 4 受託者は、前項ただし書きにある変更を行なう際は、第1項に規定する申請書を提出し、第2項に規定する指定を再度受けるものとする。

(事業の内容)

第6条 実施者は、次の事業を実施する。

- (1) 利用登録並びに利用申請及び利用許可に関する事務
- (2) 利用児童に関する病状把握に係る医療機関との連絡調整事務
- (3) 事業実施に係る施設整備及び職員配置に関する事務
- (4) 利用児童に対する保育事業
- (5) 長久手市との委託業務に関する事務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、病児・病後児保育事業の推進に関する事業
- (7) その他長久手市との協議による事業

(職員配置)

第7条 この事業を担当する職員として、看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。）及び保育士を次の各号に掲げる基準により配置すること。

- (1) 看護師等を利用児童概ね10人につき1人以上配置すること。
- (2) 保育士を利用児童概ね3人につき1人以上配置すること。

(利用定員)

第8条 施設の基準面積及び職員配置基準を満たす範囲内において、第5条の施設指定の届出に基づき、施設ごとに市長が定めるものとする。

(実施日及び利用時間)

第9条 この事業の実施日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除き、原則として毎日実施するものとする。

- 2 1日の利用時間は、月曜日から金曜日までの午前8時から午後6時まで及び土曜日の午前8時から午後1時までとする。
- 3 市長が特に必要と認めるときは、実施日及び利用時間について、実施者と協議のうえ変更することができる。

(利用期間)

第10条 1回につき連続する7日（前条に規定する実施日以外の日を除く。）を限度とする。ただし、利用児童の病気の状況及び保護者の状況により実施者が必要と判断した場合は、最小限の範囲内で延長することができる。

(費用負担)

第11条 この事業の利用に要する実費のうち、次に掲げる費用については、実施者は、利用者に負担させることができる。

- (1) 市長が病児・病後児保育事業利用料(別表1)に定める利用料区部に該当する利用料
- (2) あらかじめ実施者が定めた、利用期間中に要した食事代及びおやつ代の実費

(利用の制限及び中止)

第12条 実施者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用を拒み、又は中止することができる。

- (1) 利用児童が伝染病の疾患を有し、他利用者への感染のおそれがあるとき。
 - (2) 利用児童の病気の症状が重く、入院治療を必要とするとき。
 - (3) 利用児童の疾患の状況により、同一施設内での受入が困難なとき。
 - (4) 事業の実施上に著しい支障があるとき。
- 2 長久手市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用を中止することができる。
- (1) 利用者が、利用目的に反して事業を利用したとき。
 - (2) 利用者が、実施者の指導及び指示に従わないとき。
 - (3) 災害その他の事由により事業の実施ができないとき。

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用児童の送迎は、原則保護者が行なうこと。
- (2) 利用児童の健康状況その他処遇上必要な事項について十分な説明を行なうこと。
- (3) 利用期間中は常に連絡先を明らかにし、前条第1項の規定に該当することとなったときは、直ちに利用児童を引き取りにくること。
- (4) その他実施者の指導に従うこと。

(実施者の責務)

第14条 実施者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用児童の健康状態を的確に把握し、病状に応じて安静を保つことができるように処遇すること。
- (2) 他の利用児童への病気感染を防止すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、適切な事業実施に必要な措置を講じる

こと。

(利用手続)

第15条 この事業を利用するときは、あらかじめ実施者に対して利用の予約を行なうものとし、実施者は定員の範囲内で利用の予約を受け付けるものとする。

2 利用予約をした者は、利用当日までにかかりつけ医療機関から「長久手市病児・病後児保育事業利用連絡書」(様式3。以下「連絡書」という。)の発行を受け、予約を受け付けた実施者に対し「連絡書」及び「長久手市病児・病後児保育事業申込書」(様式4)を提出し、利用申込をしなければならない。

3 実施者は、前項の利用申込を受けたときは速やかに利用の可否を決定し、事業利用をさせる者に対して、利用期間、利用料、必要事項等を記載した利用許可書を交付する。

4 緊急かつやむを得ない事情による場合は、前2項の手続について利用当日においてもできるものとする。

(事業調整事務)

第16条 長久手市は、第6条に定める事業を補完するため、事務の一部を委託することができる。

(委託経費)

第17条 長久手市は、受託者に対し、委託料として「病児・病後児保育事業委託経費」(別表2)に定める額を支払うものとする。

(個人情報の取扱い)

第18条 この事業に関する個人情報を扱う全ての者は、長久手市個人情報保護条例(平成16年長久手市条例第7号)、その他関係法令を遵守しなければならない。

(会計区分)

第19条 受託者又は実施者は長久手市病児・病後児保育事業の経理とその他の事業の経理と区分しなければならない。

(実績報告)

第20条 この事業の適切な実施を確保するため、実施者は次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれの期限までに報告を行なうものとする。

- (1) 毎月の事業実績報告（様式5）
翌月5日まで。ただし、毎事業年度終了月は3月31日まで
- (2) 毎事業年度終了後の事業報告（様式6）
毎事業年度終了後の3月31日まで
- (3) 毎事業年度終了後の事業精算書及び収支決算書
毎事業年度終了後の3月31日まで

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月19日から施行し、令和4年4月1日か

ら適用する。

別表 1 病児・病後児保育事業利用料（第 11 条関係）

利用時間		
～6 時間	6 時間～8 時間	8 時間～10 時間
1,000 円	1,500 円	2,000 円

別表 2 病児・病後児保育事業委託経費（第 17 条関係）

(1) 基本分

医療機関型	単独型・保育所型
4,493,000 円	2,957,000 円

(2) 改善分

利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に加算する。

医療機関型	単独型・保育所型
2,538,000 円	2,225,000 円

(3) 加算分（1 か所当たり年額）

区分 (年間延利用人数)	医療機関型 (円)	単独型・保育所型 (円)
50 人未満	0	0
50 人～99 人	1,000,000	1,300,000
100 人～149 人	1,500,000	1,410,000
150 人～199 人	2,000,000	1,880,000
200 人～299 人	3,000,000	2,820,000
300 人～399 人	4,000,000	3,760,000
400 人～499 人	5,000,000	4,700,000
500 人～599 人	6,000,000	5,640,000
600 人～699 人	7,000,000	6,580,000
700 人～799 人	8,000,000	7,520,000
800 人～899 人	9,000,000	8,460,000
900 人～999 人	10,000,000	9,400,000
1,000 人～1,099 人	11,000,000	10,340,000
1,100 人～1,199 人	12,000,000	11,280,000
1,200 人～1,299 人	13,000,000	12,220,000
1,300 人～1,399 人	14,000,000	13,160,000

1,400人～1,499人	15,000,000	14,100,000
1,500人～1,599人	16,000,000	15,040,000
1,600人～1,699人	17,000,000	15,980,000
1,700人～1,799人	18,000,000	16,920,000
1,800人～1,899人	19,000,000	17,860,000
1,900人～1,999人	20,000,000	18,800,000
2,000人～2,199人	20,900,000	19,646,000
2,200人～2,399人	22,800,000	21,432,000
2,400人～2,599人	24,700,000	23,218,000
2,600人～2,799人	26,600,000	25,004,000
2,800人～2,999人	28,500,000	26,790,000
3,000人～3,199人	30,400,000	28,576,000
3,200人～3,399人	32,300,000	30,362,000
3,400人～3,599人	34,200,000	32,148,000
3,600人～3,799人	36,100,000	33,934,000
3,800人～3,999人	38,000,000	35,720,000